

オンライン決済サービス加盟店規約

Ver1.0

2026.3.16

株式会社 USEN FinTech

オンライン決済サービス加盟店規約

第1編 共通条項

第1条（総則）

本規約は、第2条に定める加盟店が、株式会社USEN（以下「USEN社」といいます）が「USEN SMART RESERVE オンライン決済サービス利用規約」（以下「USR オンライン決済規約」といいます）に基づき提供する「USEN SMART RESERVE オンライン決済サービス」（以下「USR オンライン決済サービス」といいます）において、株式会社USEN FinTech（以下「当社」といいます）が提供するクレジットカードの決済サービスその他のサービス（以下「本サービス」といいます）を利用するにあたり、加盟店と当社との間の契約関係（以下「本契約」といいます）について定めるものです。

2. 当社は、本規約の変更を行う場合には、変更内容及び変更条件等（総称して、以下「変更条件」といいます。）を、その効力発生日までに、当社のウェブサイトに掲載するものとします。
3. 加盟店は、変更条件を承諾しない場合には、変更条件の効力発生日の前日までに、書面にて当社に対して通知するとともに、本サービスの利用を全て終了するものとします。
4. 本規約は、変更条件の効力発生日に当然に変更されるものとします。加盟店が前項の通知を当社に行った場合であっても、効力発生日以降に加盟店が本サービスの全部又は一部を利用した場合には、当該加盟店は変更条件に同意したものとみなします。加盟店が本サービスの利用を継続する場合、本契約は、常に、変更後の最新の本規約の適用を受けるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとします。

- (1) 「カード会社」とは、当社が提携するクレジットカードの決済サービスを取扱う会社、組織のほか、決済サービスの種類に応じて、当社自身をいいます。
- (2) 「カード会社加盟店規約」とは、カード会社が規定するカード会社と加盟店との間の権利義務関係を定めた規約をいいます。
- (3) 「加盟店申込者」とは、自らの店舗又は施設においてクレジットカードの決済サービスを利用するために、本規約及びカード会社加盟店規約を承諾の上、当社及びカード会社に加盟を申し込んだ（申し込む予定も含みます）個人、法人又は団体をいいます。
- (4) 「加盟店」とは、当社及びカード会社が加盟を承諾し、当社との間で本契約を締結し、カード会社との間で加盟店契約を締結した個人、法人及び団体をいいます。
- (5) 「会員」とは、加盟店が自らの店舗又は施設において販売する商品、権利、役務等（以下「商品等」といいます）の取引代金を、クレジットカードの決済サービスを利用して決済した、又は決済しようとする個人、法人及び団体をいいます。
- (6) 「信用販売」とは、会員及び加盟店が当社及びカード会社所定の手続きを行うことにより、加盟店が会員に対して、商品等の代金又は対価等を会員から直接受領することなく商品等の提供等を行う販売方法をいいます。
- (7) 「ICカード」とは、IC(Integrated Circuit=集積回路)チップが埋め込まれたカードをいいます。
- (8) 「ICチップ非搭載カード」とは、ICチップが埋め込まれていないカードをいいます。

- (9) 「クレジットカード」とは、カード会社が会員に発行、貸与するカード会社所定の IC カード又は IC チップ非搭載カードをいいます。
- (10) 「クレジットカード取引」とは、信用販売のうち、クレジットカードにより商品等の代金を決済するものをいいます。
- (11) 「カード」とは、クレジットカードの、会員が加盟店から商品等の提供を受ける際の取引代金の決済に使用する情報記録媒体であって、本サービスにおいて使用することができるものとして当社が指定したものをいいます。
- (12) 「決済サービス提供会社等」とは、カード会社及びこれらの者が現在又は将来において加盟又は提携する会社をいいます。なお、国際ブランドの組織及び当該組織に加盟する会社並びにアクワイアラー業務のみを行う会社を含みます。
- (13) 「債権譲渡」とは、加盟店が会員に対して行った信用販売の代金債権を本規約及びカード会社加盟店規約に従って譲渡することをいいます。なお、カード会社加盟店規約で立替払いとして記載している法的構成の場合も同様に扱います。
- (14) 「債権買取代金」とは、加盟店がカード会社に譲渡した信用販売の代金債権から、カード会社がカード会社加盟店規約に規定する加盟店手数料を差し引いた代金をいいます。
- (15) 「決済手数料」とは、サービス開始日以降、加盟店が本サービスを利用した信用販売の金額に対して一定の割合で発生する料金をいいます。
- (16) 「トランザクション料」とは、サービス開始日以降、加盟店が本サービスを利用した信用販売 1 件ごとに発生する料金をいいます。
- (17) 「決済システム」とは、当社及びカード会社が利用する、信用販売の決済処理を行うシステムをいいます。

### 第3条（本サービスの申込み、契約の成立）

加盟店申込者は、本サービスの利用を希望するときは、USR オンライン決済規約に同意の上、USR オンライン決済サービスの利用を申し込むものとします。USR オンライン決済サービスの利用の申し込みをしたときに、加盟店申込者は、本規約及びカード会社加盟店規約を承諾の上、本サービスの利用の申込みをしたものとみなします。

- 2. 当社は、前項の書面を受領後、加盟店申込者が希望する VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners Club 及び DISCOVER のクレジットカードブランドその他当社が提供する決済処理等（以下「決済処理等」といいます）を効率的に行えるように調整を行い、これらの決済処理等ができるカード会社等に対して加盟店審査の申請を行います。
- 3. 各カード会社が行う加盟店審査の結果、各カード会社から加盟店申込者を加盟店として適当と認める旨の通知が当社に到達し、当社が承諾したときは、その時点で加盟店申込者と当該カード会社との間の加盟店契約が成立し、加盟店申込者と当社との間の本契約は、第 1 項に定める申込日に遡って成立するものとします。
- 4. 各カード会社が行う加盟店審査の結果、各カード会社から加盟店申込者を加盟店として不適当と認める旨の通知が当社に到達したときは、加盟店申込者と当該カード会社との間の加盟店契約及び加盟店申込者と当社との間の本契約は成立しません。なお、当社は、個々のカード会社による加盟店審査の結果が不適当であった理由について加盟店申込者に説明する義務を負わないものとします。

5. 加盟店と各カード会社との間で締結される加盟店契約の内容は、カード会社が定めた加盟店規約をはじめとする規則及び本契約の内容となります。ただし、加盟店規約等の規則と本契約の内容が異なる場合は本契約の内容が優先するものとします。

#### 第4条（本サービス提供条件）

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

2. 加盟店は、当社が認めた本サービスのみを利用できるものとし、本サービスを利用する以外の目的で決済システムにアクセスしないものとします。
3. 加盟店は、当社の書面による事前の承諾を得ずに加盟店を通じて第三者に本サービスを利用させることはできないものとします。
4. 当社から加盟店への通知は、本サービスの提供に伴い閲覧に供する当社サイトに掲載又は通知内容を記載した電子メール若しくは書面を送付する等、当社が適当と判断する方法により行います。
5. 当社は、当社所定の管理用 WEB サイト（以下「関連提供サイト」といいます）への掲載又は電子メールの送信若しくは書面の送付等をもって加盟店の本サービスの利用にかかる請求書に代えることができるものとします。
6. 当社から加盟店への通知を関連提供サイトへの掲載又は電子メールの送信により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された時に到達したものとします。「インターネット接続サービス用設備に入力された」とは、加盟店が通常の方法でアクセスすれば閲覧できる状態におくことを意味し、加盟店が実際に閲覧したことまで必要とはしないものとします。
7. 加盟店は、本サービスの利用にあたって、自らの費用と責任で必要な電気通信設備及び機器等を用意し、本サービスを利用可能な状態におくものとします。
8. 加盟店は、本契約に基づき当社から発行された ID を第三者に貸与及び第三者と共有してはならないものとします。また、ID に対するパスワードを第三者に開示及び漏えいすることのないように、適切な管理を行うものとします。なお、加盟店の管理上の問題によって、当社、カード会社及び会員が損害を被った時には、すべて加盟店の責任と負担で解決するものとします。
9. 本サービスに関して、明示、黙示を問わず、当社による完全性、正確性、確実性、有用性等の一切の保証はなく、その提供される時点で有する状態でのみ提供されることとします。
10. 当社は、いつでも本サービスの一部又は全部の内容を変更、修正及び削除等できるものとします。
11. 当社は、前項の措置によって加盟店及び会員に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条（業務委託）

加盟店は、当社に対して、次の各号の業務を委託し、当社は、善良なる管理者の注意をもってカード会社に対して受託業務を処理します。

- (1) 信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務
  - (2) カード会社への債権譲渡業務
  - (3) 債権買取代金の受領業務
  - (4) 信用販売の解除又は取消に際し発生する債権買取代金の返還等に関する業務
  - (5) 上記各号に定める業務に付随する一切の業務
2. 加盟店は、当社に対し、前項の業務の委託にあたり必要な包括代理権を付与するものとします。当社は、

受託業務の処理にあたり、必要に応じて、カード会社との間で包括代理加盟店契約を締結し、これを維持します。

3. 当社は、会員に対して安心、安全な決済処理等を利用してもらえるよう、また、加盟店が本サービスを継続して利用できるよう、必要に応じて加盟店に対し、指導監督を行うことができるものとします。
4. 加盟店は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。また、当社が第三者への委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとします。また、加盟店の委託先が受託した業務に関連して当社、カード会社及び会員に損害を与えた場合、加盟店は当該委託先と連帯して当社、カード会社及び会員の損害を賠償するものとします。

#### 第6条（届出事項の変更）

加盟店は、当社及びカード会社に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号、カード取扱店舗及び振込指定金融機関口座並びにその他加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により当社及びカード会社へ届け出て、承諾を得るものとします。

2. 前項の届出がないために、当社又はカード会社からの通知、送付書類若しくは債権買取代金が延着又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

#### 第7条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）

加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法及び犯罪収益移転防止法等の関係諸法令を順守して、信用販売を行うものとします。

2. 加盟店は、有効なクレジットカードを提示した会員に対し、信用販売を拒絶したり、直接現金払いやクレジットカード以外の支払方法での利用を要求したり、現金客と異なる代金を請求したり、信用販売の金額に本規約に定める以外の制限を設けるなど、会員に不利になる差別的取扱いを行わないものとします。
3. 加盟店は、次の各号の取引に該当する信用販売を行わないものとします。
  - (1) 公序良俗違反の取引
  - (2) 法律上禁止された商品等の取引
  - (3) 特定商取引に関する法律に違反する取引
  - (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
  - (5) 当社又はカード会社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引
  - (6) 会員が順守すべき規約に違反して行おうとする取引
  - (7) 資金移動（送金）取引
  - (8) ショッピング枠を現金化するための取引
  - (9) その他当社又はカード会社が不適当と判断する取引
4. 加盟店は、USR オンライン決済サービスにのみ本サービスを利用することができるものとします。ただし、当社及びカード会社が個別に承諾した場合はこの限りではないものとします。
5. 加盟店は、当社及びカード会社から依頼があった場合、会員のクレジットカードの使用状況などの調査に協力するものとします。
6. 加盟店は、会員から信用販売若しくは商品等に関し苦情又は相談を受けた場合、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合、又は会員、関係省庁又はその他の行政機関等から本条第3項に違反する旨の指摘

又は指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。

7. 前項の場合、加盟店は、当社及びカード会社が行う調査に誠実に協力するものとします。
8. 加盟店は、本サービスの運用に関し、会員からの苦情及びお問い合わせ等に対する窓口を設置し、受け付けた苦情及び問い合わせに対して、速やかに対応することとします。

#### 第8条（商品等の引渡し）

加盟店は、信用販売を行った場合、会員に対し、信用販売の際に会員と合意した日時に商品等の引渡し又は提供をするものとします。

#### 第9条（カード会社への債権譲渡業務）

当社は、加盟店を代理して、第7条により行った信用販売の対象となる商品等の代金に関する売上債権（以下「売上債権」といいます）をカード会社に譲渡する手続きをとります。

2. 前項の手続きは、加盟店が会員に対して信用販売を行った日を売上日とした売上を証するデータ（以下「売上データ」といいます）を作成し、決済システムを利用して売上データをカード会社に対して送信することにより行われます。
3. 前項の債権譲渡手続きは、原則として即日に行われますが、公的インフラの障害及びカード会社のコンピュータの障害をはじめとする当社の支配が及ばない原因によりこれが受け付けられない場合は、当該請求を障害復旧後に行われるものとします。なお、このために振込金額の加盟店による受領が遅れたとしても当社は責任を負いません。
4. カード会社への債権譲渡は、当社及びカード会社が定める締切日までに売上データがカード会社に到達した売上債権について、当該締切日に実行されたものとし、その効力が発生するものとします。ただし、当社及びカード会社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
5. 加盟店は、信用販売を行った日から2か月以上経過した売上票について、債権買取を請求できないものとします。
6. 加盟店は、売上債権を第三者に譲渡できないものとします。

#### 第10条（債権買取代金の受領業務）

当社は、加盟店を代理して、各カード会社から支払われる前条の債権譲渡に基づく債権買取代金を受領します。

2. 当社は、前項の債権買取代金の金額から第12条に規定する差引き処理を行ったあとの振込金額をとりまとめ、その明細を加盟店に通知します。ただし、当社から加盟店への振り込み又は請求がない場合はこの限りではありません。

#### 第11条（支払停止の抗弁）

加盟店がカード会員との間で本サービスを利用して行った信用販売に関して、会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当社又はカード会社に申し出た場合、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めます。また、加盟店は、当該抗弁の内容及び理由について、当社又はカード会社から調査の協力を求められた場合、これに速やかに協力するものとします。

2. 加盟店は、会員が前項の支払停止の抗弁を申し出た場合、当社が次の各号の措置をとることをあらかじめ

了承します。

- (1) 当該信用販売の売上債権に対する振込が行われる前である場合は、当社は、加盟店に対して当該売上債権に対応する振込代金相当額を第9条第2項で確定した金額から留保することができるものとします。
- (2) 当該信用販売の売上債権に対応する振込が行われた後である場合は、加盟店は、当社に対して当該売上債権に対応する振込代金相当額を直ちに返還するものとします。また、当社は、当該振込代金相当額を次回以降の加盟店に対する振込金額から差し引けるものとします。
- (3) 当該抗弁事由が解消した場合は、当社は、加盟店に対してカード会社から当該売上に対する債権買取代金を受領した後に当該売上債権に対応する振込代金相当額を合算して振り込みます。なお、この場合には、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
- (4) 会員と加盟店との間に第7条第7項に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの債権買取代金の支払いについても、前項を準用するものとします。

#### 第12条（債権譲渡の取消又は解除）

当社は、加盟店を代理して譲り受けた売上債権について、次の各号の事由が認められる場合には、当社又はカード会社が債権譲渡を取消又は解除することができるものとします。

- (1) 本規約又は各カード会社との加盟店契約に違反して行った取引があった場合
- (2) 売上データの内容に誤りがあることが判明した場合
- (3) 会員から自己の利用によるものでない旨の申出があった場合
- (4) 会員がカード会社に対して加盟店の責に帰すべき事由により、利用したクレジット発行会社にクレジットカード利用代金を支払わないと主張する場合
- (5) 利用日から2か月以上が既に経過した売上債権であった場合

2. 当社及び加盟店は、カード会社が前項各号により債権譲渡を取消又は解除した場合、当該売上債権の債権買取代金又は振込金額に関して次の処理を行います。

- (1) 債権買取代金が未だカード会社から当社に支払われていないときは、カード会社は、当該債権買取代金相当額を次回以降の当社に対する支払金額から差し引くことができ、この場合、当社も加盟店に対する次回以降の振込金額から当該振込金額を差し引くことができるものとします。
- (2) 当該債権買取代金が既にカード会社から当社へ支払われており、当社から加盟店への振込金額が未だ振り込まれていないときは、当社は、加盟店を代理してカード会社に対し、当該債権買取代金を直ちに返還し、加盟店に対する次回以降の振込金額から当該振込金額を差し引くことができます。
- (3) 当該債権買取代金が既にカード会社から当社へ支払われており、当社からも加盟店に既に振込が完了しているときは、加盟店は、当社に対し当該振込代金を直ちに返還し、当社もカード会社に対して当該債権買取代金を直ちに返還します。なお、当社は、加盟店に対する次回以降の振込金額から当該振込金額を差し引くことで、加盟店からの返還があったものとするすることができるものとします。

3. 当社は、次の各号の事由が発生したときには、対象となる売上債権について、加盟店を代理してカード会社に対し再度債権譲渡の手続きを行います。

- (1) 本条第1項第2号（売上データの内容誤り）の場合において、売上データ等の内容を訂正したと

き

(2) 本条第1項第3号(カード会員の利用覚えなし)の場合において、当該カード会員の利用による  
ことが当該カード会員との間で確定したとき

(3) 本条第1項第4号(カード会員の支払拒絶)の場合において、カード会員との紛議が解決したと  
き

4. 本条第1項及び第2項により当社及びカード会社と加盟店の間で債権買取代金の調整が必要となる場合  
においては、加盟店が一切の責任をもってこれを行うものとし、当社は加盟店に対して何ら責任を負わな  
いものとしします。

#### 第13条(振込金額)

当社から信用販売の代金として加盟店に振り込む金額は、当社及びカード会社が定める締切日に締め切  
った第10条第2項の債権買取代金から第14条に規定する本サービスの料金の金額のほか、次の各号  
に定める金額を差し引いた金額になります。

(1) 第14条に規定する支払期限を徒過した本サービスの料金の金額

(2) 第11条に規定する会員からの抗弁が行われている売上債権の金額

(3) 第12条に規定するカード会社による債権譲渡の取消又は解除が行われた売上債権の金額。た  
だし、再度債権譲渡手続きの措置をとった売上債権は、その直近の締切日に当該売上債権を加  
算します。

2. 当社は、前項の振込金額を別表1に定める振込日に加盟店が指定した銀行口座に振り込みます。なお、振  
込手数料は、当社が別表2に定める金額を加盟店が負担します。

3. 振込日が金融機関休業日の場合、月末以外は翌営業日、月末は前営業日を振込日とします。

4. 当社は、本条第1項に基づき算定した額が別表2に定める振込手数料を下回る場合においては、加盟店に  
対する振り込みを行わないものとし、加盟店は当該算定額について債権を放棄するものとしします。

5. 本サービスは、当社が「翌日入金サービス利用規約」に基づき提供する「翌日入金サービス」の対象外と  
します。

#### 第14条(本サービスの料金)

加盟店は、本サービスの対価として、当社に対して所定の決済手数料及びトランザクション料を各々に課  
せられる消費税と合算して支払うものとしします。なお、1円未満の端数は切り捨てとします。

2. 本サービスの料金の発生時期、対象期間、支払期日、及び支払方法は、別表3に定めるものとしします。

3. 当社は、既に受領した本サービスの料金について、いかなる場合も加盟店に返還する義務を負わないもの  
としします。

4. 本条に規定する本サービスの料金に関する振込手数料及び公租公課は、加盟店が負担するものとしします。

#### 第15条(差押等の場合の処理)

売上債権の債権買取代金債権の差押、仮差押又は滞納処分等があった場合、当社は、当該債権買取代金債  
権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は、当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義  
務を負わないものとしします。

第16条（加盟店情報の収集、保有及び利用）

加盟店及びその代表者又は加盟店申込者及びその代表者（合わせて以下「加盟店等」といいます）は、当社及びカード会社が本条第2項に定める加盟店等の情報（以下「加盟店情報」といいます）のうち個人情報については必要な保護措置を行った上で、次のとおり取り扱うことに同意します。

2. 当社及びカード会社は、加盟店申込審査、サービス開始後の管理等取引上の判断、加盟店審査の義務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード利用促進にかかわる業務のために、次の各号の加盟店情報を収集及び利用します。

- (1) 加盟店の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が、加盟申込時及び変更時に届け出た事項
- (2) 加盟申込日、サービス開始日、TID、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社及びカード会社の取引に関する事項
- (3) 加盟店のカード取扱い状況
- (4) 当社又はカード会社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴
- (5) 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
- (6) 当社又はカード会社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- (7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- (8) 当社又はカード会社が加盟を認めなかった場合、その事実及び理由
- (9) 割賦販売法第35条の3の5及び割賦販売法35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項
- (10) 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イ又は同3号の規定による調査を行った事実及び事項
- (11) 個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
- (12) 会員から当社又はカード会社に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、当社又はカード会社が会員及びその他の関係者から調査収集した情報
- (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等）及び当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店情報の収集及び加盟店会員に対する当該情報の提供を業とするもの）及び加盟店信用情報機関の加盟店会員が調査収集した情報
- (14) 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）

3. 当社及びカード会社は、次の各号の目的のために、前項第1号から第7号までの加盟店情報を利用します。

ただし、加盟店等が本項第2号に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社及びカード会社は業務上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

- (1) 当社及びカード会社が本契約に基づいて行う業務
- (2) 宣伝物の送付等、当社、カード会社又は他の加盟店等の営業案内
- (3) 当社及びカード会社のクレジットカード等決済事業その他の当社又はカード会社の事業（当社又はカード会社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能及び新サービス等の開発

4. 加盟店等は、本条第2項各号の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社と加盟店情報に関して提携した

カード会社（以下「提携会社」といいます）が、加盟申込審査、サービス開始後の管理等取引上の判断、加盟店調査の業務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は、当社及びカード会社となります。

5. 加盟店等は、本条第2項第1号から第7号までの加盟店情報のうち個人情報を、当社又はカード会社が加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社又は組織（以下「共同利用会社」といいます）が、共同利用会社のサービス提供等のために共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は、当社及びカード会社になります。
6. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第1項から第5項までと同様に扱うことに同意します。
7. 当社は、加盟店等の同意のない限り、あらかじめ通知した範囲を超えて加盟店情報を第三者に提供しないものとします。ただし、法令により開示を求められた場合又は裁判所、警察等の公的機関若しくは弁護士から法律に基づく正式な紹介を受けた場合にはこの限りではないものとします。

#### 第17条（加盟店信用情報機関の登録及び利用）

加盟店等は、本契約に基づき生じた加盟店等に関する客観的事実が、カード会社を通じてカード会社が加盟する信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいいます）に登録されること並びに当該信用情報機関に登録された情報（既に登録されている情報を含みます）が、加盟店に関する加盟審査及び本契約締結後の管理のため、カード会社及び当該信用情報機関の参加会員によって利用されることに同意します。

#### 第18条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

加盟店等は、当社に対し、所定の手続きにより保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、カード会社及び信用情報機関それぞれが保有する加盟店情報の開示請求は、それぞれの所定の手続きにより各社、各機関に対し行うものとします。

2. 前項に定める開示請求により開示された加盟店情報の登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社及びカード会社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

#### 第19条（契約不成立又は契約終了後の加盟店情報の利用）

当社及びカード会社は、当社又はカード会社が加盟を承諾しない場合であっても、第21条及び第22条に基づき、加盟申込の情報を利用します。

2. 当社及びカード会社は、本契約終了後も第16条に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社又はカード会社が定める所定の期間、加盟店情報及び本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

#### 第20条（機密保持）

加盟店等は、本契約に基づいて知り得た会員に付帯する情報並びに当社及びカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」といいます）したり又は本契約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」といいます）してはならないものとします。

2. 加盟店等は、前項の情報が第三者に漏えいすることがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
3. 加盟店等は、本条第1項記載の情報につき、漏えい等が発生した場合には、直ちに当社に連絡するものとします。
4. 当社は、加盟店等で本条第1項記載の漏えい等が発生したと判断される合理的な理由がある場合には、加盟店等に対して、漏えい等の事実の有無、状況に関する報告を求め等必要な調査を行うことができ、加盟店等はこれに誠意をもって協力するものとします。
5. 加盟店等は、本条第3項の場合、漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。
6. 加盟店等は、自らの責に帰すべき事由により、漏えい等又は目的外利用による損害が発生した場合には、当社は、加盟店等に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。
7. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

#### 第21条（信用販売の停止）

加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、当社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

- (1) 当社が、前条第1項の漏えい又は目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2) 当社が、加盟店が第23条第1項に該当する疑いがあると認めた場合
- (3) その他、当社が必要と認めた場合

#### 第22条（取引記録の保管）

加盟店は、本サービスを利用して行った会員との取引に関する記録を2年間保管するものとし、当社又はカード会社から請求があるときは、速やかに当該取引に関する記録を当社に提出するものとします。

2. 加盟店は、本サービスを利用して行った会員との取引に関して当社が受領した記録を当社が保有することを、あらかじめ承諾するものとします。

#### 第23条（本サービスの障害）

加盟店は、本サービスを正常に利用できない等、障害が発生した場合、電気通信機器等に故障又は不具合がないことを自ら確認した上で、その旨を当社に通知するものとします。

2. 当社は、前項の通知があった場合、速やかに障害の原因を調査するものとします。

#### 第24条（契約期間）

本契約は、本契約の成立日に効力を生じ、次の各号のいずれかの事由が生じたときまで、効力を有するものとします。

- (1) 本規約の規定又は法律の規定に基づき解約又は解除されたとき。
- (2) 加盟店とUSEN社とのUSRオンライン決済サービスに関する契約が終了したとき。
- (3) 加盟店と当社の合意により終了したとき。

2. 加盟店は、本契約を解約する場合には、解約希望日の属する月の前月末日までに、当社所定の方法により、本契約の解約を申入れるものとします。なお、解約の効果は、解約月の末日に発生するものとします。
3. 当社は、その希望する解約月の1か月前までに加盟店に書面又は電磁的記録による通知を行うことにより、本契約を解約できるものとします。なお、解約の効果は、解約月の末日に発生するものとします。

#### 第25条（契約解除）

前条の規定にかかわらず、加盟店が次の各号のいずれかに該当するとき、当社は、加盟店に対し催告することなく直ちに本契約を解除することができ、かつ、その場合、加盟店は、当社に生じた損害を賠償するものとします。

- (1) 加盟店申込書等加盟に際し当社及びカード会社に提出した書面並びに第6条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
  - (2) 他の者の債権を買い取って又は他の者に代わって当社及びカード会社に債権譲渡をしたとき
  - (3) 第12条の債権譲渡の取消又は解除に応じなかったとき
  - (4) 前三号のほか本契約に違反したとき
  - (5) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき及びその他支払い停止となったとき
  - (6) 差押、仮差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき
  - (7) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申し立てを受けたとき又はこれらの申し立てを自ら行ったとき
  - (8) 前三号のほか信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき
  - (9) 他のクレジットカード会社との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度又は通信販売制度を悪用していると当社が判断したとき
  - (10) 加盟店届出の店舗所在地に店舗が存在しないとき
  - (11) 事前に届けられた加盟店の住所、電話番号又はメールアドレスを用いても当社が加盟店に連絡をとれないとき
  - (12) 営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき
  - (13) 架空売上債権の譲渡、その他加盟店が不正な行為を行ったと当社が判断したとき
  - (14) 日本語が理解できず、又は読み書きができないと当社が判断したとき
  - (15) その他、本サービスを提供することが技術上の理由などで困難であり、加盟店として不相当と当社が判断したとき
  - (16) 暴力的な要求行為を行ったとき
  - (17) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき
  - (18) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行ったとき
  - (19) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為を行ったとき
  - (20) その他前各号に準ずる行為を行ったとき
2. 加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合又は該当する疑いがあると当社が認めた場合、当社は、前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、債権買取代金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
  3. 加盟店とカード会社との間の加盟店契約が理由の如何を問わず終了した場合、本契約は同時に終了するも

のとします。

#### 第26条（契約終了後の処理）

本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、当社、カード会社及び加盟店は、当該信用販売を本契約に従い取り扱うものとします。ただし、当社、カード会社及び加盟店が書面により別途合意した場合は、この限りではありません。

2. 当社は、前条により本契約又は加盟店契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている売上債権について、債権譲渡を解除するか、加盟店に対する債権買取代金の支払いを保留することができるものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担にてすべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体からクレジットカードの取扱いに関するすべての記述、表記等を取りやめるとともに、売上集計表、売上票等を、当社又はカード会社に返却するものとします。
4. 加盟店は、データ等について、自らの責任でバックアップ及びダウンロードを行うものとし、当社は、当該データ等の保管、保存、バックアップ、ダウンロード等に関して、一切責任を負わないものとします。

#### 第27条（本サービスの終了）

当社は、当社の都合で本サービスの一部又は全部を廃止し、その提供の終了に伴い、すべての加盟店について本契約の一部又は全部を終了する場合があります。

2. 当社は、前項の場合には、原則として、1か月前までにその旨を所定の方法で加盟店に通知するものとします。ただし、カード会社等の事情に基づいて廃止する場合又は緊急でやむを得ない事態が発生した場合には、この限りではないものとします。
3. 前二項に定める本サービスの一部又は全部の廃止又は終了によって加盟店に何らかの損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第28条（個人情報の取り扱い）

当社は、保有する加盟店の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び当社が別途定める「個人情報保護方針」（<https://www.usen-fintech.com/privacy.php>）及び「当社における個人情報の取扱いについて」（<https://www.usen-fintech.com/docs/privacy/p-purpose.pdf>）に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社は、加盟店の個人情報を、当社の「個人情報保護方針」及び「当社における個人情報の取扱いについて」に従い利用するほか、以下の目的で利用します。
  - (1) 加盟店への本サービスの提供
  - (2) 加盟店の管理
  - (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
  - (4) 料金の請求に関する業務
  - (5) 加盟店からの問合せへの対応業務
  - (6) 当社が発行するメールマガジンの配信
  - (7) 当社及び第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）

- (8) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
  - (9) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
3. 当社は、当社の「個人情報保護方針」及び「当社における個人情報の取扱いについて」に従い個人情報を適切に保護し、(イ) 加盟店の同意が得られた場合、(ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合又は消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的	提供する個人情報の項目	提供の手段又は方法	当該個人情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、及び属性
料金の決済を行うため	氏名、ユーザー名、料金	電子データ	カード決済代行業者、金融機関

4. 当社は、当社の「個人情報保護方針」及び「当社における個人情報の取扱いについて」に従い、本条第2項の利用目的の範囲内で業務の全部又は一部を第三者に委託する場合があります。

第29条（本人確認と代理人による請求）

当社は、個人情報の開示・訂正の請求を受けたときは、請求を行う者が本人又は代理人であることの確認を、当社の「個人情報保護方針」及び「当社における個人情報の取扱いについて」に定める手続により行います。

第30条（苦情処理）

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 前項の苦情処理の手続は、当社の「個人情報保護方針」及び「当社における個人情報の取扱いについて」に定めます。

第31条（反社会勢力との取引拒絶）

加盟店は、加盟店等、加盟店の親会社及び子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。また、加盟店は、本項の表明保証事項が事実ではないと判明した場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは

関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業)

- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動若しくは政治活動を仮装し又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
- (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）

2. 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると当社又はカード会社が認めた場合、当社及びカード会社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合当社及びカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。また、この場合、第3条第1項の規定を準用するものとします。

3. 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると当社又はカード会社が認めた場合には、当社及びカード会社は前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、債権買取代金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4. 当社は、加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく本サービスを一時的に停止することを請求することができるものとし、この請求があった場合には、加盟店は、当社及びカード会社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

### 第3条（損害賠償）

当社は、加盟店が本契約の定めに違反したときは、加盟店に対してその違反状態の解消を求めることができるほか、加盟店の故意、過失に基づく損害を被った場合は、その違反と相当因果関係の認められる範囲の損害の賠償を請求することができるものとします。

2. 加盟店及び当社が、電気通信回線の通信不能、地震等の自然災害等それぞれの支配が及ばない事情により本規約に定める義務が履行できなかった場合は、相手方に対し損害賠償の責任を負わないものとします。

3. 当社は、保守点検を目的として決済システムを停止することができるものとし、このために生じた委託業務の処理の停止については、何ら責任を負いません。なお、決済システムの停止は、加盟店に対してあらかじめ停止の時期を文書又はメールで通知した上で行うよう努めますが、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

4. 加盟店の行為によりカード会社に損害が生じた場合、加盟店は、カード会社から請求を受けた損害の賠償を行うものとします。

5. 前項の損害賠償請求に関し、当社がカード会社から保証債務の履行を求められた場合、加盟店は、当社の保証債務の履行前であっても、当社から求償権に基づく請求を受けた場合、これに応じるものとします。

### 第3条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

### 第34条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本規約及び本契約をはじめとして、加盟店と当社との間で締結される諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

2. 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第2編 クレジットカード取引

第2編に定める条項は、クレジットカード取引に限り適用されるものとします。

### 第35条（信用販売の方法）

加盟店は、商品等の取引代金を決済するために、会員からクレジットカードの提示を受けた場合には、善良なる管理者の注意をもって、以下の要領により信用販売を行うものとします。

- (1) クレジットカード券面に記載された有効期限が期限内であることを確認し、有効期限が超過している場合は信用販売を拒絶するものとします。
- (2) 当社所定の方法によりクレジットカードの有効性を確認するものとします。
- (3) 次に掲げる方法により、売上承認を取得するものとします。
  - ① 当社所定の方法により、会員のクレジットカードについて当社及びカード会社等の所定の情報を当社へ送信するものとします。
  - ② 当社は前項の情報を取得したときは、当社所定の基準により決済システムの利用を拒絶すべき場合を除き、カード会社等所定の方法に従い、その全件についてカード会社等に対し売上承認を申請するものとします。当該申請を受けたカード会社等は、売上承認の諾否を判断した上で、その結果を当社に通知します。
  - ③ 加盟店は、当社及びカード会社等が、クレジットカードの無効その他各クレジットカード又は会員に起因する不審な事項があり、又は同一人物が同一日に多数回利用しており、利用態様に不審な点があるなど、当社又はカード会社等所定の基準により、クレジットカードの利用が不適切であると判断した場合には、決済システムの利用又は売上承認を拒絶することができることを、あらかじめ承諾するものとします。
  - ④ 当社は、加盟店に対し、カード会社等からの売上承認の諾否を受けた後、当社所定の基準による判断の上、その結果を、加盟店に対し遅滞なく通知するものとします。この場合、加盟店は、当社が売上承認の拒否の理由を開示しないことについて、あらかじめ承諾するものとします。
  - ⑤ 加盟店は、前項の当社からの通知を受け次第、遅滞なく前条第1項の申込みに対する販売の諾否について当該申込みを行った会員に通知するものとします。

### 第36条（クレジットカード取引の決済の完了時期）

前条第3号①に定める方法により当社所定の情報を当社に送信した加盟店と会員との間のクレジットカード取引の決済は、加盟店が当社から、前条第3号④に定める売上承認を認める旨の通知を受領した時点をもって完了するものとします。

### 第37条（販売代金債権の譲渡）

加盟店がカード会員に対して有するクレジットカード取引の代金相当額（送料、消費税等を含み、会員が当該取引について加盟店に支払う金額の合計額をいいます）の債権は、前条に定めるクレジットカード取引の決済の完了時に、第35条第1項第3号②に定める手続きにおいて当社がカード会社等に対して送付したクレジットカード取引の売上情報の到達時点に遡って、当該カード会社等に譲渡されるものとします。

### 第38条（クレジットカード取引における商品等の所有権の移転）

加盟店と会員との間でクレジットカード取引を行った商品等の所有権は、カード会社等が譲り受けた債権に係るクレジットカード取引の代金相当額を加盟店に支払ったときに、カード会社等に移転するものとします。

2. カード会社等が加盟店契約又は本契約に基づき、代金相当額の支払いを取消した場合、当該商品等の所有権は、加盟店への支払いが未了の場合はカード会社等に移転することなく加盟店に留置され、既に支払った場合には加盟店が当該代金相当額をカード会社等に返還したときに、加盟店に戻るものとします。
3. 加盟店が偽造カードの使用、カードの第三者による使用等により、会員以外の者との間でクレジットカード取引を行った場合であっても、カード会社等が加盟店に対して当該代金相当額を支払った場合には、当該商品等の所有権は、カード会社等に帰属するものとします。
4. 加盟店は、クレジットカード取引に係る商品等の所有権が加盟店に帰属する場合であっても、必要があるとカード会社等が判断したときは、カード会社等が加盟店に代わって商品等の回収をすることを承諾します。

### 第39条（支払停止の抗弁）

会員が加盟店との間のクレジットカード取引について、割賦販売法に定める支払停止の抗弁をカード会社等に申し出た場合、加盟店は、直ちにその抗弁事由の解消に努めるものとします。

2. 前項に該当する場合、第9条の債権譲渡が全て留保又は取り消されるものとし、第13条第1項に定める代金相当額の支払いは、以下のとおりとします。
  - (1) カード会社等が加盟店に対して支払う前の場合には、カード会社等は、当該支払いを留保又は拒絶することができます。係る留保金額に利息及び遅延損害金は生じないものとします。
  - (2) カード会社等が加盟店に対して支払い済みの場合には、加盟店は、カード会社等に対し当該支払い済みの代金相当額を直ちに返還します。また、カード会社等は、代金相当額の返還がなされない場合、当該代金相当額を次回以降の加盟店に対する支払いから差し引くことができるものとします。
  - (3) 抗弁事由が解消した場合には、カード会社等は、加盟店に対し、代金相当額から手数料を控除した金額を支払います。なお、この場合には、カード会社等は、遅延損害金を支払う義務を負担しないものとします。

### 第40条（クレジットカード番号等の管理）

加盟店は、クレジットカード番号等をクレジットカード取引の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、取り扱ってはならないものとします。また、加盟店は、クレジットカード番号等については、たとえ暗号化したとしても、一切保管してはならないものとします。ただし、次項の基準を遵守した場合を除きます。

2. 加盟店は、クレジットカード番号等を漏えい、滅失もしくは毀損し、又は第三者に閲覧、改ざんもしくは破壊されることがないように、自らの責任において必要な措置を講じ、善良なる管理者の注意をもって保管、管理するものとします。また、決済サービス提供会社等は加盟店に対して、クレジットカード番号等の管理に必要な情報セキュリティの基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は当該基準を遵守するものとします。
3. 加盟店は、本条の内容を遵守するために社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置、及び前項に定める措置をとるものとします。
4. 加盟店は、クレジットカード番号等の漏えい事故等が生じた場合又は当該事故が生じた可能性がある場合には、速やかに、当社及び決済サービス提供会社等に対し、漏えい事故等の発生日時、状況等を報告しなければならないものとします。
5. 決済サービス提供会社等は、加盟店に前項の事故が生じ又はその可能性があると判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して当該事故の事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。
6. 加盟店は、第4項の事故が生じた場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに当社及び決済サービス提供会社等に報告するとともに被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるものとし、また、漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について、必要に応じて公表するものとし、又は影響を受ける会員に対してその旨を通知するために必要な措置をとるものとします。なお、加盟店はその調査を自らの負担にて行うものとし、決済サービス提供会社等は必要と認める場合には事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店は選定された会社等による調査を行うものとします。また、加盟店は、策定した被害拡大の防止策及び再発防止策を直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策及び再発防止策の内容を遅滞なく決済サービス提供会社等に書面にて通知するものとします。決済サービス提供会社等が別途被害拡大の防止策及び再発防止策を策定し、加盟店に実施を求めた場合は、加盟店はその内容を遵守するものとします。
7. 第4項の事故が生じた場合であって、決済サービス提供会社等が必要と認めるにもかかわらず、加盟店が遅滞なく前項に定める事故事実等の公表や、会員に対する通知のために必要な措置（影響を受けた会員の特定のための情報提供等）をとらない場合には、決済サービス提供会社等は加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は漏洩、滅失又は毀損したカード番号等にかかる会員に対する通知のために必要な措置をとることができるものとします。
8. 加盟店の責に帰すべき事由により、第4項の事故が生じ、その結果、会員、決済サービス提供会社等、当社その他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には、次の各号に掲げるものが含まれ、かつ、これらに限定されないものとします。
  - (1) クレジットカードの再発行に関わる費用。
  - (2) 不正利用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用。
  - (3) クレジットカード又はクレジットカード番号等の不正利用による損害額。
  - (4) 当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等その他の一切の損害金を含む。以下同じ。）として、第三者から決済サービス提供会社等又は当社が請求を受けた費用。
9. 本条の規定は、本契約の終了後においても効力を有するものとします。

第41条（クレジットカード番号等の不正利用への対応）

加盟店は、クレジットカード又はクレジットカード番号等の不正利用を防止するために必要な措置を講じるものとします。また、決済サービス提供会社等は加盟店に対して、クレジットカード又はクレジットカード番号等の不正利用を防止するために必要な基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は当該基準を遵守するものとします。

2. 加盟店は、本条の内容を遵守するために社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置、及び前項に定める措置をとるものとします。
3. 加盟店は、クレジットカードもしくはクレジットカード番号等の不正利用が発生した場合、又はクレジットカードもしくはクレジットカード番号等の不正利用が発生した可能性がある場合、速やかにその旨を当社及び決済サービス提供会社等に報告するものとします。
4. 決済サービス提供会社等は、加盟店に前項のクレジットカードもしくはクレジットカード番号等の不正利用が発生し又はその可能性があると判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して、クレジットカード又はクレジットカード番号等の不正利用発生事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。
5. 加盟店は、第3項のクレジットカード又はクレジットカード番号等の不正利用が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに決済サービス提供会社等に報告するとともに被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるものとします。なお、加盟店はその調査を自らの負担にて行うものとし、決済サービス提供会社等は必要と認める場合には、事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店は、選定された会社等による調査を行うものとします。また、加盟店は、策定した被害拡大の防止策及び再発防止策を直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策及び再発防止策の内容を遅滞なく当社及び決済サービス提供会社等に通知するものとします。当社又は決済サービス提供会社等が別途被害拡大の防止策及び再発防止策を策定し、加盟店に実施を求めた場合は、加盟店はその内容を遵守するものとします。

クレジットカード取引

<別表 1> 売上集計表・売上票お申し込みサービスの概要

Visa/Mastercard

信用販売の種類	取扱期間	売上締切日	支払日
ショッピング 1回払い	1日～当月 15日	当月 15日	当月末日
	16日～当月末日	当月末日	翌月 15日

- ・本規約第 9 条第 4 項に定める締切日及び第 1 3 条第 2 項に定める支払日（Visa/Mastercard）です。
- ・売上集計表・売上票又は売上データは、売上締切日までのカード会社到着分をもって締め切るものとします。
- ・ショッピング 1 回払いのみの取り扱いとなります。
- ・海外発行カードの取扱いは 1 回払いのみの扱いとなります。
- ・支払日が金融機関休業日の場合には、末日は前営業日、その他の日は翌営業日を支払日とします。

JCB 及び JCB 提携ブランド（アメリカン・エクスプレス、Diners Club 及び DISCOVER）

信用販売の種類	取扱期間	売上締切日	支払日
ショッピング 1回払い	1日～当月 15日	当月 15日	当月末日
	16日～当月末日	当月末日	翌月 15日

- ・本規約第 9 条第 4 項に定める締切日及び第 1 3 条第 2 項に定める支払日（JCB 及び JCB 提携ブランド）です。
- ・売上集計表・売上票又は売上データは、売上締切日までのカード会社到着分をもって締め切るものとします。
- ・ショッピング 1 回払いのみの取り扱いとなります。
- ・支払日が金融機関休業日の場合には、末日は前営業日、その他の日は翌営業日を支払日とします。

<別表 2> 振込手数料

加盟店指定振込先	振込手数料 1 回（税別）
みずほ銀行、住信 SBI ネット銀行	0 円
上記以外の銀行・信金・信組	180 円

- ・本規約第 1 3 条第 2 項に定める振込手数料です。
- ・労働金庫連合会、漁業共同組合連合会は、振込先として、指定することができません。
- ・弊社と加盟店との個別の取り決めにより、上記振込手数料を別途定める場合があります。

<別表 3> サービスの料金の支払い

本サービスの料金の種類	発生時期・対象期間	料金（税別）	支払方法
トランザクション料	サービス開始日以降 毎月 1 日～月末	0 円	
決済手数料	別表 1 の売上代金の 取扱期間、締切日と同じ	当社が別途定める 各種決済サービスの手数料	売上代金の支払日に 債権買取代金と相殺

- ・本規約第 1 4 条第 2 項に定める本サービスの料金の発生時期、対象期間、支払期日、支払方法です。
- ・弊社と加盟店との個別の取り決めにより、発生時期、対象期間、支払期日、支払方法について別途定める場合があります。
- ・各費用及び料金には、別途消費税がかかります。